みんなの健康を守って…

7月議会臨時会が、さる8月3日、国民健康保険条例の一部改正案を可決して閉会しました。

そこで、可決され、7月1日から実施されることになった❶高額療養費支給制度 ❷助産費、育児手当金、葬祭費の増額および10月1日から実施されることになった❸保険料の改定を詳しくお伝えすると共に国保の現状を知っていただくために特別企画を組みました。国民健康保険についてご理解とご協力をお願いします。

大きな役割り果す 国民健康保険 国保

高額療養費支給制度を実施 ～7月1日から～ 育児手当金、助産・葬祭費の増額も

高額療養費支給制度の実施

高額療養費支給制度は七月一日から実施されます。従って、被保険者で七月中に高額療養費支給制度に該当する医療費の支払いがあった方についても適用されます。

それでは、高額療養費支給制度について説明します。

被保険者が重病などで、同一の月に同一の病院・診療所などで受けた療養にどんなにお金がかかろうと、（総医療費が十万円以上の場合です）自己負担分は三万円だけで、あとは（三万円を超える分）一切保険がみてくれるという制度です。

◆高額療養費の対象となるのは保険診療分だけであり、保険診療外のもの（差額ベッド料、本人が頼んだ付添看護等）は対象となりません。

それでは、この制度が具体的にどう患者に恩恵をもたらすのかを実際にあった高額療養費のケースに当てはめてみましょう。

計算例でおわかりのように、高額の医療費を必要とする疾病に対して、被保険者の経済的負担を軽減しようとするものです。

そこで、新潟市の高額医療費がどの位になるかを試算してみますと、四十九年七月一日からこの制度を実施しますので、四十九年度では五千四百万円が必要となります。このうち、国が補助するのは二千七百万円、残りの二千七百万円は国民健康保険財政から支出することになるわけです。

〔計算例〕

A子さん 58歳
冠動脈硬化症
7月分（投薬、心電図検査など）
総医療費 2,072,220円
3割自己負担分 621,666円
※実際に支払う分 30,000円
◎高額療養費 591,666円

◆上記計算例でおわかりのように、いままでは3割自己負担621,666円を支払っていただいたわけですが、今後は自己負担30,000円、残りの591,666円は高額療養費として国民健康保険が支払うことになります。

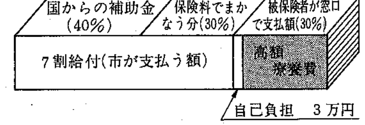

助産費、育児手当金、葬祭費の増額

助産費 現行一万円を二万円
育児手当金 現行二千円を三千円
葬祭費 現行五千円を一万円

に、それぞれ増額し、七月一日にさかのぼって実施することになりました。

ご承知のとおり、七月一日以後に出産された方、または死亡された方に対して給付の増額を実施するということですし、該当者の方は市役所本庁市民課、または各地区事務所・連絡所で増額分をお受けとりください。（印かんをお持ちください）

保険料率などの改定

国保財政は、本年二月から医療費が実質一七・五㌫引き上げられたことによる影響、そして老人医療費の無料化による支出増は非常に大きいものがあります。

そこで、これら医療費の増加に対処するため、四十九年度予算においては、市費（一般会計）から一億五百万円を繰出し、国からの補助金、県からの補助金などをお願いし努力を続けておりますが、四十九年度の総医療費は四十三億七千二百万円が見込まれ、四十八年度の三十三億八百万円とくらべますと、十億六千四百万円の増となります。

国保事業会計においては国庫負担金がこれに伴ない増加しますが、被保険者の負担増の軽減を図るため、さきほど説明しましたように一般会計から一億五百万円の助成を得たわけですが、なお、不足するものにつきましては、不本意ながら被保険者みなさんのご協力をお願いすることとして、次のように改定しました。

一 保険料率の改定および最高限度額の引き上げは、四十九年十月一日から実施する。
二 保険料最高限度額は年額十二万六千円とする。
三 保険料率を次のように改定する。

なお、詳細については国民健康保険課（市役所内線 三八四、三八七）へお問合せください。

保険料率(半年分)

	改定後	改定前
市民税所得割	100分の168	100分の116
資産割	100分の24	100分の24
被保険者均等割	1,410円	1,020円
世帯別平等割	2,250円	1,640円

高額療養費 請求のしかた

❶ 70歳以上（老人医療公費負担）の方、および70歳未満で公費負担の適用（例えばひとり暮し老人）を受けている方は、今までどおりお医者さんの窓口で支払う必要はありません。

❷ 70歳未満で①以外の方は次の方法によって請求していただくことになります。

［計算例］A子さんの場合のケースで説明します。7月分総医療費(2,072,220円)の3割(621,666円）は、自己負担分としてとりあえずお医者さんの窓口で支払っていただきます。

お医者さんから出される診療報酬明細書（通常レセプトといっています）によって市がA子さんの世帯主に支払うことになりますのでA子さんの高額療養費591,666円は9月25日(原則として金融機関口座払）に支払います。

❸ ②の説明でおわかりのように7月診療分が9月25日に支払れるように、約2か月おくれになりますので、ご承知おきください。

❹ 請求期間は診療月の翌月末日までです。7月診療分についての請求は8月末日で締切り、9月25日に支払います。

何らかの都合で、この期間内に請求がなされなかった場合（7月診療分を9月になってから、請求された場合）は、9月末日までの請求分として10月25日支払いというようになりますので、この制度の適用をうける方はお忘れのないよう請求してください。

❺ 請求の場所

請求受付けは、当分の間市役所（本庁）市民部国民健康保険課だけ（各地区事務所・連絡所では受付けません）で受付けますので、お間違いのないようお願いします。（印鑑、保険証持参のこと）

健全財政に努力 のびる医療費 国保の現状

新潟市の国民健康保険は、これまでに給付面の改善、老人医療費の無料化など、市民の健康を守りながら順調に運営されてきました。

しかし、国保財政は医療費の引き上げ、福祉サイドの公費負担の影響を大きく受け困難な局面を迎えておるのが現状です。

この厳しい国保財政の難局に対処するため、国庫支出金の大幅獲得や、県からの助成など懸命な努力をしていますが、医療費の増加は収入を上回り、市費（一般会計）を繰り入れても健全財政を維持することはむずかしいものがあります。

昭和四十九年度予算総額三十三億六千二百万円（図表参照）の内訳をみますと、支出の九二㌫は医療費で三十億八千六百万円となっており、一か月平均で二億五千七百二十万円の支出となっています。

総医療費の25・21% ～保険料～

皆さんから納入される保険料は十一億二百万円で、総医療費四十三億七千二百万円の二五・二一㌫を占めています。

昭和四十九年度予算の収入の内訳をみますと、国庫支出金が六〇㌫を占め、皆さんが納められる保険料は三三㌫を占めています。

そこで、国保財政から支払った医療費の額と、皆さんに納めていただいた保険料との関係をみますと、図表の▨の部分（医療費から保険料を差引いた額）は、とりもなおさず、国保に加入しているために受けることができたサービスであります。

1人当り医療費と保険料

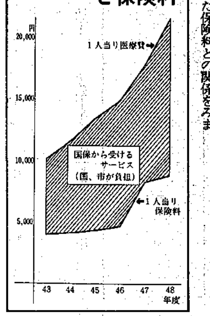

医療費の推移（49年度は見込額）

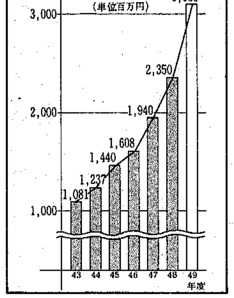

年間の費用（昭和49年度予算）

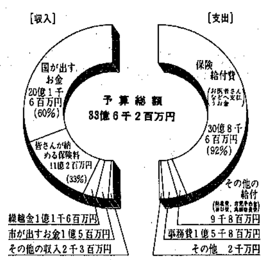

婚前（婚約）学級

ご婚約おめでとうございます。ご結婚を間近かにひかえ、新生活への希望で胸ふくらむ毎日をお過ごしのことと思います。

このたび、東保健所では、市愛育会との共催で「新しい家庭設計」について、婚前学級を開きます。ぜひ、お二人でおいでくださるよう、お勧めします。

▼会場 東保健所四階講堂
▼資格 婚約者、九～十二月挙式予定者（なるべくお二人で、都合悪ければお一人でも。）
▼申込 八月二十八日、午後五時までに、東保健所（☎41－四一一一番、内線二五九～二六一番）へ、電話で。

	第1回	第2回
日時	8月30日 午後6時半～9時	9月5日 午後6時半～9時
内容	映画「選ばれた道」 講演・新しい家庭の基礎作り ・家族計画とは何か ・奇形児を生まないために 血液検査、貧血検査、血液型検査（次回に証明書発行）	講演・有意義な食生活とは ・受胎調節について ・質疑応答
講師	県医務課参事 梶島史子先生	県栄養士会会長 斉藤富美先生ほか

レントゲン検査・循環器検診

西保健所

月日	時間	会場	対象区域
8・21	1：00～3：00	真砂小学校	真砂町
8・26	10：00～12：00	浄恩寺	坂田、赤塚1区～4区、藤蔵新田
	1：00～3：00	大慈寺	赤塚5区～12区
8・27	1：00～3：00	内野中学校	内野町4番町(1～34班) 内野広通町
8・28	10：00～12：00	木山小学校	木山
	1：00～3：00	木山小学校	東山、谷内
8・29	1：00～3：00	内野中学校	内野町4番町(35～68班)、内野県職員アパート
8・30	1：00～3：00	真砂小学校	松海ケ丘、晴海ケ丘、希望ケ丘、寺尾居浦

AKキンダーコールの夕べ

協力出演 市児童合唱団

日時 8月26日、午後6時半
会場 県民会館大ホール
入場券 200円。児童合唱団員か市社会教育課で。

貧血教室

日時 8月21日、午後3時～4時半
会場 東保健所
申込 電話で東保健所へ。（先着30人）

☎41－4111番、内線259・261番

届出は14日以内に

国民健康保険は被保険者自身のものです。健康で明るい生活を送るため、みなさんの力で守り育ててください。

◎加入脱退の届出は十四日以内に

住所の異動や資格の取得、喪失があったときは、国保の被保険者証と印かんを持って市民課・地区事務所の窓口へ届け出てください。

○加入手続が遅れた場合

加入しなければならない日から保険料が計算されますので、一時にたくさんの保険料を納めていただきますし、手続が遅れた期間は保険給付を受けることができません。

○脱退手続が遅れた場合

納めすぎた保険料はお返ししますが、脱退手続を怠り国保の保険証で医者にかかった場合、国保が負担した七割分は、後日返納していただきます。

国民健康保険の手続に必要な書類

◎届け出る場所……印鑑をお持ちになって市民課・地区事務所の窓口へ届けてください。

区分	とき	必要な書類
加入する場合	新潟市に転入したとき	転出証明書（前住地発行）
	職場保険を脱退したとき	職場での脱退証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子供が生まれたとき	母子手帳・国保の保険証
脱退する場合	新潟市外へ転出するとき	国保の保険証
	職場保険に加入したとき	職場の保険証、国保の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	国保の保険証
	死亡したとき	死亡診断書・国保の保険証
その他	市内で住所が変わったとき	国保の保険証
	世帯主が変わったとき	国保の保険証
	市内異動で被保険者の属する世帯が変わったとき	国保の保険証
	修学・長期の旅行のため住居をはなれるとき	国保の保険証（修学のときは在学証明書）
	保険証を破ったり、汚したりしたとき	国保の保険証
	紛失したとき	紛失した旨申し出てください

◎加入できる人、できない人

○国保に加入すべき人

新潟市に住所をもっている人で他の社会保険などに加入していない人は、すべて新潟市の国保に加入しなければなりません。

国保は強制加入ですが、職場の健康保険などに入っている人と、その被扶養者、生活保護をうけている世帯に属する人、外国人（韓国・朝鮮・中国人は除く）などは国保に入ることはできません。

保険料のきめ方

皆さんから納めていただく保険料は、四つの部分からなりたっています。

所得割・資産割・均等割・平等割がそれで、それらの合計額が保険料というわけです。

保険料率は、次の表のとおりですが、前期（4月から9月まで）と後期（10月から翌年3月まで）の2期に分け、前期には前年度・後期にはその年度の税額をもとにして、各料率を乗じて算定されます。ただし、このようにして算定された保険料が半年分で63,000円を超えるときは、63,000円で打切ります。

●保険料半年分の算定基準

区分	料	率
所得割	市民税所得割額100円につき	168円
資産割	固定資産税(土地・家屋分)額100円につき	24円
均等割	被保険者1人について	1,410円
平等割	1世帯について	2,250円

計算例（半年分）

1. 被保険者 2人

市民税額	5,000円
固定資産税額	0円

所得割 $(5{,}000\times\frac{168}{100})$ 8,400円
資産割 0
均等割（1,410×2人）2,820円
平等割 2,250円
合計 13,470円

2. 被保険者 3人

市民税額	10,000円
固定資産税額	10,000円

所得割 $(10{,}000\times\frac{168}{100})$ 16,800円
資産割 $(10{,}000\times\frac{24}{100})$ 2,400円
均等割（1,410×3人）4,230円
平等割 2,250円
合計 25,680円

保険証を大切に

「被保険者証」（保険証）は、国民健康保険の被保険者であるという資格証明書のようなものです。

この「保険証」は世帯に一枚交付してあります。

㈠保険証をお医者さんの窓口へ 病院やお医者さんで治療を受けるときは、その窓口へ必ず「保険証」を提出しなければなりません。提出しなければ、国民健康保険での診療は受けられません。

しかし、急病その他で、どうしても「保険証」が間に合わないときには、理由を先にお医者さんに話してください。

㈡「保険証」はいろいろな手続きをとるときに必ず必要です。ですから、病院やお医者さんで用がすんだらすぐ返してもらい、手元に大切に保管していてください。

どんな給付が受けられるか

皆さんが、病気やけがをしたときは、次のような治療や現金の支給が受けられます。

一 保険証による給付
㈠医師や歯科医師の診療
㈡投薬、注射または医師の処方せんによる薬局からの投与
㈢入院、手術その他の処置（給食、看護、寝具を含む）
㈣骨折、ねんざなどの柔道整復師による治療

二 療養費の支給
㈠急病や旅行中などで、保険証を使用しなかったため、治療費の全額をいったん立替えて支払った場合、あとで市から七割分の金額が支給されます。
㈡医師の同意によるマッサージおよび輸血やコルセットの費用など。

お医者さんから、領収書と診療内容を明細に書いた証明書を忘れずにもらってきてください。そして市役所の窓口で申請書に必要なことがらを記入し、押印のうえ、いっしょに提出してください。

三 高額療養費の支給

同一の月で同一の病院・診療所の窓口で三万円以上の医療費を支払った場合は、三万円をこえた分の医療費が後で支給されます。

（詳細は、「高額療養費支給制度を実施」をごらんください。）

四 助産費の支給

被保険者がお産しますと、助産費として、出産児一人につき二万円が支給されます。

五 育児手当金の支給

被保険者がお産しますと、育児手当金として三千円が支給されます。

六 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、その葬祭を行なうものに対し、葬祭費として一万円が支給されます。

交通事故でも… ～必ず届出を～

交通事故でけがをしたときでも国民健康保険の保険証でかかることができます。

もともと交通事故の責任は加害者にある場合が多いのですから、治療費も当然加害者が負担すべきものです。

しかし、加害者がすぐ支払えなかったり、話し合いに時間がかかったりするのが普通です。ところがけがの治療はマッタがききません。そこで国民健康保険がとりあえず、お役に立つわけです。

これはあくまでも加害者が負担すべき治療費を市がかわって一時支払い、あとで市（国民健康保険課）がその治療費を被害者にかわり、加害者へ請求することになります。

交通事故で保険証を使って治療を受けるときは、必ず国民健康保険課へ届けてください。

喜ばれる老人医療費無料化

新潟市が国保事業を始めてから二十五周年を迎えました。いままでは市民の生活にとけこみ、医療保障の中核として欠くことのできない重要な存在となっています。

みなさんご承知のように国民健康保険は、会社や工場、官庁などの職場の健康保険へ加入していない市民の方々を対象に、市が保険者となって運営している医療保険です。

新潟市の国保の被保険者数は、六月末で十万九千三百四十二人で三万七千七十七世帯となっており、このうち七十歳以上の方は、七千二百二十二人をかぞえ、加入者全体の六・六㌫を占めています。

特にこれらお年寄りは、医療費の無料化によって病気になっても安心してお医者さんにかかれるわけです。

老人医療費無料化が実施されてからの老人医療費の推移をみますと上表のとおりです。

表からおわかりのように、年平均で、実施前の二倍となっています。

この実績からわかるようにお年寄りの方々に喜んで利用されているわけです。

老人1人当り医療費

年月	1人当り医療費	実施前を100とした場合
実施前平均	4,260円	100.0
48年4	6,749	158.4
5	8,113	190.4
6	8,007	188.0
7	8,422	197.7
8	7,892	185.3
9	8,339	195.8
10	8,803	206.6
11	8,512	199.8
12	9,123	214.2
49年1	8,471	198.8
2	9,535	223.8
3	11,439	268.5
年平均	8,617	202.3

●保険料の納期

前期	1期	4月～5月末
	2期	6月～7月末
	3期	8月～9月末
後期	4期	10月～11月末
	5期	12月～1月末
	6期	2月～3月末

税別	期別	納期限	督促月日
軽自動車税	全期分	5月31日	6月20日
固定資産税（償却資産）都市計画税	第1期分	5月31日	6月25日
市県民税	第1期分	7月1日	7月22日

第1期分 個人事業税 納期限 8月31日

お済みですか納税は！

固定資産税（償却資産）都市計画税の第二期分は、八月二十一日に督促状が発せられます。お忘れの方は、納税通知書を持って、至急、近くの銀行などで納めてください。

なお、左表の第一期分などについては、相当期間も経過していますので、さらに滞納をされますと、滞納処分を受けることがあります。

納付できない特別の事由がありの場合は、すみやかに、納税課においでになり、担当係員に、納税相談の申し出をされるよう、おすすめいたします。

詳しいことは、納税課（市役所本庁四階、☎28－一〇〇〇番）へ、お問い合わせください。

特別土地保有税(取得分) 申告・納付は8月31日まで

昭和48年7月1日から昭和49年6月30日までの間に、市内に所在する土地を5千平方メートル（基準面積）以上取得した人は、昭和49年8月31日までに取得価額、税額などの事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を市に納付しなければなりませんので、期日までにお忘れなく、申告・納付してください。

申告書・納付書は資産税課へ請求してください。

なお、非課税措置や徴収ゆう予などの制度がありますので、詳しいことは、資産税課土地係におたずねください。

青年ハイキングの集い

9月1日、鷹の巣へ

★期日 9月1日、午前9時出発
★集合場所 市役所前、午前8時40分までに集合。
★行先 鷹の巣方面
★募集定員 50人（先着順締め切り）
★申込 8月24日までに、市社会教育課青少年教育係（市内西堀通り6、☎28－1000番）へ、はがきで、お申し込みください。
★経費 300円（副食諸雑費）